

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	戦傷病者等の妻に対する特別給付金に係る非課税措置及び差押禁止措置の存続		
税 目	所得税、印紙税、国税徴収法		
要 望 の 内 容	<p>国として特別の慰藉の意を表すため、平成 15 年 4 月 2 日以降に新たに戦傷病者等の妻になった者及び平成 15 年 4 月 1 日以降に平病死した戦傷病者等の妻に対して特別給付金を支給する改正法案を次期通常国会に提出予定であるが、従来の特別給付金制度においてとられていた</p> <p>① 当該特別給付金を標準として、租税その他の公課を課さない措置</p> <p>② 当該特別給付金に関する書類及び特別給付金国債を担保とする金銭の貸借に関する書類について、印紙税を課さない措置</p> <p>③ 当該特別給付金を受ける権利及び特別給付金として交付を受けた国債について、差押えを禁止する措置を存続することについて、要望する。</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 2 百万円 （ — 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 戦傷病者等の妻に対する特別給付金（国債）は、生涯の伴侶である夫が障害の状態であることにより、当該戦傷病者等の日常生活上の介助、看護、家庭の維持等のための大きな負担に耐えてきた戦傷病者等の妻の精神的痛苦に対し、国として特別に慰藉するために支給するものである。 また、戦傷病者等が平病死（障害年金等の支給事由（公務上の傷病等）以外の傷病により死亡した場合）した場合の特別給付金について、戦傷病者等の死亡までの間の戦傷病者等の妻としての労苦について、改めて慰藉するために、支給するものである。</p> <p>(2) 施策の必要性 （1）の政策目標を実現するため、「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」において特別給付金に係る非課税措置及び差押禁止措置を規定している。 当該税制措置を廃止すると、課税・差押えにより、支給対象者が実質的に法定額の満額を得られないこととなるが、これでは、戦傷病者等の妻に対して慰藉の意を表すという同法の目的が十分に達成できない。 したがって、上記要望内容に記した施策の存続が必要である。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 今回の非課税措置等は、課税等の税制措置によって特別給付金の趣旨が減殺されないようにするために要望するものであり、税制改正以外の措置によっては、実現できない。 また、類似の制度である「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」等においても、同様に非課税措置及び差押禁止措置が講じられている。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策目標5 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること 5-1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと
		政策の達成目標	戦傷病者等の妻に対して、国として特別に慰藉の意を示す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	戦傷病者等の妻に対して、特別給付金を支給することにより、国として特別に慰藉の意を表すという目標が達成されている。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	今回発行する特別給付金国債の推計件数は、平成15年4月2日以降に新たに戦傷病者等の妻になった者（新規対象者）が80人、平成15年4月1日以降に平病死した戦傷病者等の妻（平病死対象者）が7,000人となっている。 同じく非課税措置及び差押禁止措置がとられた平成13年の特別給付金について、非課税措置の適用推計は、新規対象者については185件、平病死特別給付金については、3,864件となっている。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	特別給付金に係る非課税措置及び差押禁止措置により、慰藉を表すために適当とされた法定の額を満額受給できるようにすることは、特別給付金を支給することにより、戦傷病者等の妻に対し、国として特別の慰藉を行うという政策目標の達成に効果的であると見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税において、特別給付金に係る個人住民税の非課税措置及び差押禁止措置を要望している。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	平成23年度概算要求額 44百万円（特別給付金に係る支給事務経費）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置が、当該特別給付金の支給、本要望による非課税措置及び差押禁止措置実施の前提となる。

		要望の措置の妥当性	非課税措置及び差押禁止措置がとられ、特別給付金の法定額の満額を支給することにより、戦傷病者等の妻に対して国としての慰藉の意を表すという特別給付金の目的が十分に達成されてきている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯		特別給付金にかかる非課税措置等は、制度創設当初より(昭和41年)より講じられてきている。